

	<p>原文：令 16 条 2 項</p> <p>2. <u>法第 12 条第 1 項の政令で定める建築物は、第 14 条の 2 に規定する建築物とする。</u></p>		
	<p>原文：令 14 条の 2</p> <p>(勧告の対象となる建築物)</p> <p>法第 10 条第 1 項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一. <u>法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が 3 以上でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超え 200 m²以下のもの</u></p> <p>二. <u>事務所その他これに類する用途に供する建築物 (法第 6 条第 1 項第一号に掲げる建築物を除く.) のうち階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 m²を超えるもの</u></p>		
20185	<p>定期報告</p> <hr/> <p>定期報告</p>	<p>国、都道府県又は建築主事を置く市町村が管理する一定規模を超える特殊建築物等について、当該機関の長等は、原則として、当該建築物の敷地及び構造について、定期に、一級建築士等に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p>	○
	<p>「法 12 条」に「定期報告」について載っており、その「2 項」より「国、都道府県又は建築主事を置く市町村が管理する通称：一号物件又は一定規模を超える特殊建築物等について、当該機関の長等は、原則として、当該建築物の敷地及び構造について、定期に、一級建築士等に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。」とわかる。</p>		
	<p>原文：法 12 条 2 項</p> <p>2. 国、都道府県 又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長 又は その委任を受けた者 (以下この章において「国の機関の長等」という.) は、<u>当該建築物の敷地 及び 構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士 若しくは 二級建築士 又は 建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検 (……) をさせなければならない。ただし……</u></p>		
19094	<p>定期報告</p> <hr/> <p>定期報告</p>	<p>建築設備等の定期検査の結果の報告の時期は、建築設備等の種類、用途、構造等に応じて、原則として、おおむね 6 月から 1 年までの間隔において特定行政庁が定める時期とする。</p>	○
	<p>「法 12 条」に「定期報告」の解説が載っており、その「3 項」より、「建築設備で、行政庁が指定するものの所有者は、定期に、一級建築士等の検査を受け、その結果を行政庁に報告しなければならない (= 定期報告義務が生じる).」とわかる。また、その時期については、「建築基準法施行規則 6 条」に載っており、その「1 項」より、「建築設備等の種類、用途、構造等に応じて、原則として、おおむね 6 月から 1 年までの間隔において行政庁が定める時期」とわかる。問題文は正しい。</p>		

<p>原文：法 12 条 3 項</p> <p>3. <u>特定建築設備等（昇降機 及び……昇降機以外の建築設備……）で……特定行政庁が指定するもの……の所有者は，……定期に，一級建築士 若しくは 二級建築士 又は……「建築設備等検査員」……に検査（……）をさせて，その結果を特定行政庁に報告しなければならない。</u></p> <p>原文：建築基準法施行規則第 6 条 (建築設備等の定期報告)</p> <p>法第 12 条第 3 項の規定による報告の時期は，……（以下「建築設備等」という。）の種類，用途，構造等に応じて，おおむね 6 月から 1 年まで（……）の間隔において特定行政庁が定める時期（……）とする。</p>			
16023	<p>確認申請</p> <p>報告</p>	<p>特定行政庁，建築主事又は建築監視員は，指定確認検査機関に対して，建築物の敷地，構造，建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。</p> <p>「法 12 条」に「報告，検査等」について載っており，その「5 項」及び「同項二号」を訳すと「特定行政庁，建築主事又は建築監視員は，指定確認検査機関に対して，建築物の敷地，構造，建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。」とわかる。</p> <p>原文：法 12 条 5 項 (報告，検査等)</p> <p>5. 特定行政庁，建築主事 又は 建築監視員は，次に掲げる者に対して，建築物の敷地，構造，建築設備 若しくは 用途 又は 建築物に関する工事の計画 若しくは 施工の状況に関する報告を求めることができる。</p> <p>一. ……，設計者，工事監理者又は工事施工者</p> <p>二. 第 77 条の 21 第 1 項の指定確認検査機関</p>	○
14034	<p>除却届</p> <p>除却届</p>	<p>床面積の合計が 10m² を超える建築物の除却の施工をする者は，一定の場合を除き，建築主事を経由して，その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>「法 15 条」に「除却届」について載っており，そこを訳すと「建築物の除却の工事を施工する者（＝工事施工者）が建築物を除却しようとする場合には，工事施工者は建築主事を経由して，その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」とわかる。</p> <p>原文：法 15 条 (届出及び統計)</p> <p><u>建築主が建築物を建築しようとする場合 又は 建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては，これらの者は，建築主事を経由して，その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし，当該建築物 又は 当該工事に係る部分の床面積の合計が 10m² 以内である場合においては，この限りでない。</u></p>	○

原文：法 62 条
 (屋根)
 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して……政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

原文：令 136 条の 2 の 2
 (防火地域 又は 準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準)
 法第 62 条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるもの(不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物 又は 建築物の部分で市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあつては、第一号に掲げるもの)とする。
 一. 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
 二. 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。

15165	防火地域 開口部	防火地域内又は準防火地域内にある耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火戸に必要とされる性能は、建築物周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとしてすることができる。	×
-------	-------------	---	---

12

「法 61 条」より、「防火・準防火地域内にある建物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分にあるものには防火戸その他政令で定める防火設備を設けなければならない。」とわかる。その政令基準については、「令 136 条の 2」に載っており、①. 「防火地域・準防火地域内の耐火建築物」、②. 「防火地域・準防火地域内の準耐火建築物」、③. 「準防火地域内の外壁防火の建築物(木造等)」、④. 「準防火地域内のその他の建築物」に分けられる。この区分に応じた外壁開口部設備の性能は、①. ②. には「遮炎性能」が、③. ④. には「通称：準遮炎性能」が要求される。この「準遮炎性能」の基準については、令 136 条の 2 第三号イに載っており、「建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであること。」とわかる。問題文の建物は、③. ④. に該当するため、外壁開口部設備の性能は「準遮煙性能」が要求されるが「加熱開始後 10 分」とあるため誤り。

原文：法 61 条
 (防火地域及び準防火地域内の建築物)
 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、……

原文：令 136 条の 2 第三号イ
 法第 61 条の政令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 三. ……
 イ. 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が第 108 条各号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものであること。……………

	<p>原文：令 112 条 10 項</p> <p>10. …… <u>ただし、次の各号のいずれかに該当する竪穴部分については、この限りでない。</u></p> <p>……</p> <p>二. <u>階数が3以下で延べ面積が200m²以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200m²以内であるものにおける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分</u></p>		
20065	防火区画 ----- 接壁	<p>防火区画に接する外壁については、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし等で防火上有効に遮られている場合においては、当該外壁の所定の部分を準耐火構造とする要件が緩和される。</p>	○
	<p>「令 112 条 15 項」に「防火区画に接する外壁（通称：接壁）」の解説が載っており、そこを訳すと「防火区画としての壁・床・防火設備等に接する外壁は、接している部分を含み幅 90cm 以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から 50cm 以上突出した準耐火構造のひさし等で防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。」とわかる。問題文は正しい。</p>		
	<p>原文：令 112 条 15 項</p> <p>15. 第 1 項若しくは第 3 から第 5 項までの規定による 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（……）若しくは 特定防火設備、第 6 項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは……防火設備 又は 第 10 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは……防火設備 に接する外壁については、<u>当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅 90cm 以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から 50cm 以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。</u></p>		
	<p>原文：令 112 条 16 項</p> <p>16. <u>前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。</u></p>		
28062	防火区画 ----- 異種用途区画	<p>1 階を自動車車庫（当該用途に供する部分の床面積の合計が 200m²）とし、2 階以上の部分を事務所とする地上 5 階建ての建築物においては、<u>当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。</u></p>	○
	<p>「令 112 条 17 項」に「異種用途区画」について載っており、そこを訳すと「法 27 条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを 1 時間準耐火基準の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の建物は「自動車車庫」であり、「別表 1」より（イ）欄（六）項特建に該当し、「自動車車庫の部分の床面積の合計が 150m²以上」であるため法 27 条に該当する特殊建築物とわかる。ゆえに、「事務所の部分」と「自動車車庫の部分」とを防火区画しなければならない。</p>		
	<p>原文：令 112 条 17 項</p> <p>17. 建築物の一部が法第 27 条第 1 項各号、第 2 項各号 又は 第 3 項各号のいずれかに該当する場合においては、<u>その部分とその他の部分とを 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁 又は 特定防火設備で区画しなければならない。</u></p>		

	<p>原文：バリアフリー法（令）14条 (便所)</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 二、便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p>	
<p>21262</p>	<p>バリアフリー法、同法(令) 建築物移動等円滑化基準</p>	<p>床面積の合計が2,000㎡以上のホテルで、客室の総数が50以上のものを新築する場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室を1以上設けなければならない。</p> <p>「バリアフリー法14条」、「同法（令）9条」より、「所定の規模（2,000㎡）以上の特別特定建築物を建築しようとする場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。」とわかる。問題文の「床面積の合計2,000㎡のホテル」は、「同法（令）5条第七号」に規定される特別特定建築物であり、その床面積の合計が2,000㎡以上であるため建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。「建築物移動等円滑化基準」については「同法（令）10条～23条」に規定されており、「同法（令）15条」より、「ホテルには、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室をその総数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数：最低でも1）以上設けなければならない。」とわかる。</p> <p>原文：バリアフリー法（令）15条 (ホテル又は旅館の客室) ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。 2. 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。 一、便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 イ、便所内に車椅子使用者用便房を設けること。</p>	<p>○</p>
<p>29263</p>	<p>バリアフリー法、同法(令) 建築物移動等円滑化基準</p>	<p>床面積の合計が2,000㎡の物品販売業を営む店舗を新築しようとするとき、不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。</p> <p>「バリアフリー法14条」及び「同法（令）9条」より、「所定の規模（2,000㎡）以上の特別特定建築物を建築しようとする場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。」とわかる。問題文の「物品販売業」は、「バリアフリー法（令）5条第六号」に規定される特別特定建築物であり、その床面積の合計が2,000㎡以上であるため建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。「建築物移動等円滑化基準」については「バリアフリー法（令）10条～23条」に規定されており、「バリアフリー法（令）17条」より、「駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。」とわかる。</p>	<p>○</p>

	<p>原文：士法 23 条の 6 (設計等の業務に関する報告書) 建築士事務所の開設者は、……<u>事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後 3 月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。</u></p>		
12212	事務所 ----- 解散届	<p>法人である建築士事務所が破産により解散したときは、その役員であつた者が 30 日以内に、その旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>「士法 23 条の 7」に「廃業等の届出」の解説が載っており、そこに「事務所の開設者（＝事務所登録を受けた者）が所定の条件に該当することとなったときは、定める者が、30 日以内にその旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に届け出なければならない。」とある。問題文の「法人である建築士事務所が破産等により解散した場合」は、その「5号」条件に該当するため、「清算人が、届け出なければならない。」とわかる。</p> <p>原文：士法 23 条の 7 (廃業等の届出) 建築士事務所の開設者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（……）から 30 日以内に、その旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に届け出なければならない。 …… 五. <u>法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき</u> <u>その清算人</u></p>	×
11212	管理建築士、 帳簿・図書 ----- 管理建築士	<p>建築士事務所を管理する建築士は、建築士事務所の規模に関わらず、専任でなければならない。</p> <p>「士法 24 条」に「事務所の管理」の解説が載っており、そこを訳すと「一級建築士事務所では、専任の一級建築士が、二級建築士事務所では、専任の二級建築士が、木造建築士事務所では、専任の木造建築士が管理しなければならない。」とわかる。そのため、事務所の規模に関わらず、建築士事務所を管理する建築士（管理建築士）は、専任でなければならない。</p> <p>原文：士法 24 条（建築士事務所の管理） 建築士事務所の開設者は、<u>一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ……事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置かなければならない。</u></p>	○
21234	事務所 ----- 管理建築士 講習	<p>二級建築士として 3 年以上の設計等の業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した者が、新たに一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合は、改めて管理建築士講習を受ける必要はない。</p>	○

	<p>原文：歴史的風致法 31 条 4 項第二号 (歴史的風致維持向上地区計画) 4. 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、次に掲げる事項を定めることができる。 二. ……建築物等の形態 又は 色彩その他の意匠の制限……</p>	
24283	<p>法令名索引 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特定行政庁は、特定非常災害である場合において、応急仮設住宅を存続させる必要があり、所定の要件を満たすときは、建築基準法による 2 年以内の許可について、更に 1 年を超えない範囲内で許可の期間を延長することができる。</p> <p>特定非常災害被害者の特措法</p>	○
	<p>「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 8 条」より、「特定行政庁は、特定非常災害である場合において、応急仮設住宅を存続させる必要があり、所定の要件を満たすときは、建築基準法による 2 年以内の許可について、更に 1 年を超えない範囲内で許可の期間を延長することができる。」とわかる。</p> <p>原文：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 8 条 (建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置) 建築基準法第 2 条第三十五号の特定行政庁は、……非常災害 又は……特定非常災害である場合において、……規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させ……する必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に 1 年を超えない範囲内において……許可の期間を延長することができる。……</p> <p>原文：法 85 条 4 項 4. 特定行政庁は、前項の許可の申請があった場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2 年以内の期間を限って、その許可をすることができる。</p>	
24284	<p>法令名索引 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、特別警戒区域内において、予定建築物が分譲住宅である開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>土砂災害防止法</p>	○
	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 10 条」より、「特別警戒区域内において、予定建築物が「制限用途」の開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。」とわかる。「制限用途」については、その「2 項」に規定されており、問題文の「分譲住宅」は、「住宅（自己の居住の用に供するものを除く）」に該当するため「制限用途」に区分される。よって知事の許可を受けなければならない。</p>	

30301	法令名索引 低炭素化促進法	「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合、建築基準法第52条第1項に基づく容積率の算定の基礎となる延べ面積には、一定の限度内の床面積は、算入しないものとする。	○
「低炭素化促進法60条」に「容積率の特例」について載っており、「低炭素建築物新築等計画の認定基準（同法54条1項）に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合、建築基準法第52条第1項に基づく容積率の算定の基礎となる延べ面積には、一定の限度内の床面積は、算入しないものとする。」とわかる。			
原文：低炭素化促進法60条 (低炭素建築物の容積率の特例) 建築基準法第52条第1項……の算定の基礎となる延べ面積には、……低炭素建築物の床面積のうち、……第54条第1項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。			
29274	法令名索引 建築物エネルギー法	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築主等は、エネルギー消費性能の向上のための建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。	○
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律29条」に「計画の認定」について載っており、「建築主等は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の修繕等（建築物に設けた空気調和設備等の改修を含む）をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。」とわかる。			
原文：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律29条 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定) 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築……増築、改築若しくは修繕等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、……（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。			
原文：同法6条2項 2. 建築主は、その修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。第29条第1項において同じ。）を……			
30303	法令名索引 建築物省エネ法	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた者は、建築基準法に基づく確認申請書を建築主事に提出するときに、併せて適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。	×
「建築物省エネ法12条」に「省エネ適合性判定」について載っており、その「7項」より、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた者は、建築基準法に基づく確認申請書を建築主事に提出するときに、所定の期間の末日の3日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。」とわかる。問題文は「併せて提出」とあるため誤り。			